

国民健康保険・後期高齢者医療制度
日帰り人間ドック検診医療機関

(50音順)

医療機関名	所在地
アイリス診療所	森 264-4
秋山医院	小林 748-8
石川医院	立石 560-1
鬼石病院	鬼石 139-1
木村内科医院	藤岡 736-28
くすの木病院	藤岡 607-22
栗原胃腸科外科医院	神田 144-1
斎藤医院	藤岡 1545-17
さわだ医院	岡之郷 685-1
篠塚病院	篠塚 105-1
しのめクリニック	中栗須 485-5
島田クリニック	中大塚 172-7
すぎやまメディカルクリニック	下大塚 180-11
田原内科クリニック	藤岡 694-1
中田医院	藤岡 1144-3
光病院	本郷 1045
深沢内科医院	上戸塚 142-1
藤岡総合病院附属外来センター	中栗須 813-1
星野医院	藤岡 857-3
松岡内科医院	藤岡 446-5
やまうち内科	藤岡 424-7
山崎外科医院	藤岡 2351

国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者を対象に、日帰り人間ドックの検診費用を助成します。
助成を受けるには事前に申請が必要です。
申請日時・会場 ▽4月18日(火)午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く) ▽市役所第1会議室▽4月19日(水)～5月2日(火)(土・日曜日を除く) ▽市役所保険年金課▽4月18日(火)～5月2日(火)(土・日曜日を除く) ▽鬼石総合支所(日を除く) ▽鬼石総合支所

民サービス課
対象 市のがん検診(胃がん、大腸がん、結核・肺がん(胸部レントゲン))を受診していない人で▽国民健康保険税を完納している35歳以上の人(特定健康診査を受診している人は対象になりません)▽後期高齢者医療保険料を完納している人(後期高齢者健康診査を受診している人は対象になりません)
人間ドック実施期間 ▽国民健康保険 ▽6月1日(木)～平成

30年2月28日(水)▽後期高齢者医療制度 ▽6月1日(木)～12月22日(金)
実施医療機関 左表のとおり
検診料 自己負担金額 ▽1万800円(検診料3万2400円から市助成金額2万1600円を差し引いた額)
持ってくる物 国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証・印鑑(スタンプ印不可)
問い合わせ 保険年金課(☎④2822)

国民健康保険・後期高齢者日帰り人間ドック費用の助成

福祉医療制度の手続き

福祉医療制度とは、子どもや障がいのある人、母子・父子家庭などで、下表に該当する人が医療機関を受診したときの自己負担額を県と市で負担する制度です。

の受給者証や福祉医療費受給資格者証などを、一緒に提示してください
申請・問い合わせ 保険年金課(☎④2259)

対象者には「福祉医療費受給資格者証」が交付され、この制度を利用する人は、医療機関で支払う保険診療分の自己負担額が無料になります。
この制度は申請して認定を受けないと適用されませんので、下表の資格要件に該当する人で認定を受けていない人は申請することができます。
また、すでに受給資格のある人で、氏名、住所、障害等級、健康保険証の種類などに変更があった場合は届出をしてください。
※福祉医療制度は、他の医療制度(自立支援医療・指定難病など)を優先しています。他制度の公費負担医療制度が利用できる人は、他制度の申請をしてください。医療機関受診時は健康保険証と他制度

対象	資格要件	申請に必要な物
子ども	出生から中学卒業まで	健康保険証・印鑑
障がいのある人	身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(言語機能障害)	健康保険証・印鑑・障がいの有無などを証明する手帳や証書
	障害年金1級・2級	
	療育手帳A判定・B判定 特別児童扶養手当1級・2級	
母子・父子家庭	18歳(年度末)までの子どもを扶養している母子・父子家庭	※申請前に相談してください
父母がいない子ども	18歳(年度末)までの父母のいない子ども	

後期高齢者医療保険料率の軽減措置を一部変更

保険料率
原則75歳以上の人が加入する後期高齢者医療の保険料は、加入者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、一定割合で納めていただきます。

区分	所得割率	均等割額	限度額
平成28・29年度	8.6%	43,600円	57万円

保険料の計算

$$\text{所得割額 (総所得金額など-33万円) × 8.6\%} + \text{均等割額 (43,600円)} = \text{年間保険料}$$

※年間保険料は、所得に応じた「所得割額」と「均等割額」との合計です

保険料の軽減措置の変更

軽減区分	軽減該当条件(所得金額)	軽減率	軽減額
本人の所得割軽減	総所得金額など-基礎控除額(33万円)=58万円以下	2割(5割から縮小)	所得割額 × 0.8
均等割軽減	本人(軽減該当条件の所得金額は世帯主および同一世帯内の所得の合計) 「基礎控除額(33万円)以下で、かつ被保険者全員の各所得が0円」の世帯(ただし公的年金等控除額は80万円として計算)	9割	39,240円
	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	8.5割	37,060円
	「基礎控除額(33万円)+27万円(26万5,000円から拡大)×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	21,800円
	「基礎控除額(33万円)+49万円(48万円から拡大)×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	8,720円
被扶養者	後期高齢者医療の被保険者資格を得た前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人(所得割額はなし) ※所得により9割、8.5割軽減に該当する場合があります	7割(9割から縮小)	30,520円

保険料率は2年ごとに見直され平成29年度の保険料率は28年度と同率となります。
保険料の軽減措置の変更
保険料には所得などに応じた軽減措置があり、29年度から本人の均等割軽減の「5割

軽減」と「2割軽減」の該当条件が拡大されます。また「所得割軽減」と「被扶養者軽減」の軽減率が縮小されます。
問い合わせ 保険年金課(☎④2259)

100歳のお誕生日
おめでとうございます
新井市長と湯井市議会副議長が慶祝訪問



中 尾さん (3月10日訪問)

手先が器用で編み物が得意だったという中さん(3月10日生まれ・藤岡)。遠方から駆け付けた親族などたくさんの人からのお祝いを喜び、手を合わせ、涙ながらに感謝の気持ちを伝えていました。

100歳のお誕生日
おめでとうございます
新井市長と湯井市議会副議長が慶祝訪問



新井 みつさん (3月10日訪問)

発酵食品が大好きだという健康志向な新井さん(3月2日生まれ・下日野)。しっかりとした口調で「たくさんの人にお越しいただきありがとうございます」と笑顔を見せてくれました。